

添付法令資料 3 :

電子システムを通じた取引における事業者の事業許認可、広告、指導及び監督の規定に関する 2020 年 5 月 13 日付インドネシア共和国商業大臣規則 No.50 (目次)  
同月 19 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 事業者 (第 2 条)
- 第 3 章 事業活動を行う要件 (第 3 条ないし第 15 条)
- 第 4 章 電子広告
  - 第 1 節 通則 (第 16 条ないし第 18 条)
  - 第 2 節 電子広告資料の一般条件 (第 19 条)
  - 第 3 節 電子広告の監督及び停止 (第 20 条)
- 第 5 章 国内製品の優先 (第 21 条ないし第 24 条)
- 第 6 章 PMSE (電子システムを通じた取引) 分野の KP3A (外国商事駐在員事務所) (第 25 条ないし第 30 条)
- 第 7 章 指導及び監督 (第 31 条ないし第 38 条)
- 第 8 章 行政制裁 (第 39 条ないし第 51 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 52 条)
- 第 10 章 終則 (第 53 条)